

# セカンドオピニオン外来のご案内

## ◎セカンドオピニオン外来について

セカンドオピニオンとは、現在の診断や治療方針について、主治医以外の医師に「第2の意見」を求めることです。

セカンドオピニオン外来は、この「第2の意見」を聞く場として、患者様ご自身が納得のいく治療方法を選択するのに役立てていただくことを目的としています。

そのため、新たな検査や治療などの診療行為は行わず、患者様の主治医からの診療情報提供書等をもとに相談をお受けいたします。

## ◎セカンドオピニオン外来を受けるには

### ○対象となる方

患者様ご本人の相談が原則です。

やむを得ず患者様ご本人が来院できない場合はご家族（一親等以内）も相談可能です。ご家族のみの場合は患者様からの同意書と相談者を証明するもの（健康保険証又は運転免許証等）が必要です。

なお、相談者が未成年の場合は、一親等の責任のもと、申し込みが必要です。

### ○ご予約について

セカンドオピニオン外来は完全予約制です。

相談をご希望の方はお電話で申込みをお願いいたします。相談前に紹介状（診療情報提供書）で確認をしますので、お手元に届いてから予約の連絡をお願いいたします。

日程調整後、実施日時のご連絡をいたします。その際、必要書類（本書・申込書・同意書）を郵送いたしますので、記載後相談時にご持参下さい。

- ・ 電話番号：046-229-1771（代表）セカンドオピニオン希望とお伝え下さい。地域連携室にて対応いたします。
- ・ 受付日：月曜日～金曜日（土、日・祝日及び年末・年始を除く）
- ・ 受付時間：午前9時～午後4時

### ○ご持参いただく書類等

- ・ 主治医が作成した紹介状（診療情報提供書）
- ・ レントゲンフィルム、画像・検査データ等の検査資料
- ・ 健康保険証
- ・ ご家族のみの相談の場合は、患者様ご本人からの同意書と相談者を証明するもの（健康保険証、運転免許証等）

裏面に続きます

## ○お受けできない場合

- ・主治医に対する不満、医療過誤および裁判係争中に関する相談
- ・主治医個人の資質に関する相談
- ・医療費の内容、医療給付に関わる相談
- ・死亡した患者様を対象とする場合
- ・主治医が了解していない場合
- ・特定の医師・医療機関への紹介を希望されている場合
- ・当院から指定された相談に必要な資料(診療情報提供書、検査データ、レントゲンフィルムなど)をお持ちでない場合
- ・相談内容が当院の専門外である場合
- ・予約外の場合
- ・その他、当院がセカンドオピニオンとして不適合と判断した場合

## ◎ 相談時間・費用について

相談時間は1回30分で、料金は10,000円（税別）です。

延長については15分単位で5,000円（税別）の費用が発生し、最長60分までとします。

健康保険適用外のため、全額自費です。

## ◎ その他の留意事項

- ・相談担当医は専門性を考慮のうえで、当院で決定させていただきます。
- ・相談中の録音や録画はご遠慮下さい。
- ・持参いただいた資料は、原則相談当日にお返しいたします。
- ・申し込みの際は、上記費用に同意いただいたものとさせていただきます。
- ・お会計は、当日相談後に清算させていただきます。
- ・セカンドオピニオンの内容については、主治医に報告書を郵送いたします。
- ・主治医の先生と相談の結果、当院での治療を希望される場合は、改めて当院の当該科への紹介状（診療情報提供書）等の資料をご用意ください。再度予約のうえ、受診となります。